

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【人事委員会】

- 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則
  - 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

人事委員会

〃 〃 〃 〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県人事委員会規則第三十六号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長

吉 松 裕 子

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和四十六年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「診断書」の下に「その他職員が不妊症又は不育症のため治療を実施することを医師が証する書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長

吉

松

裕

子

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

（給与条例第十一条第五項のやむを得ない事情）

第十六条の二 給与条例第十一条第五項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情

は、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。

一 勤務公署の所在する離島において、住居を得ることが著しく困難であること。

二 高速船を利用しなければ通勤することができないこと。

（高速船の特別運賃に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十六条の三 高速船の特別運賃（給与条例第十一条第五項に規定する特別運賃をいう。

次項において同じ。）に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、離島への交通に利用する高速船の区間で通常の運賃に加算される運賃を負担することとなる区間とする。

2 第六条及び第七条の規定は、高速船の特別運賃に係る通勤手当の額の算出について

準用する。

第十七条第四項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第十八条の二中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改める。

第十八条の三第一項中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。  
（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百二十五以上百分の二百十」に、「百分の百四十一以上百分の二百三十」を「百分の百五十一以上百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に、「百分の百二十六・五以上百分の百四十一」を「百分の百三十六・五以上百分の百五十一」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の百二」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

# 令和4年12月23日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第三十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和四年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第六のイ 行政職給料表昇格時号給対応表中

26
26
27
27
28
28
29

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38

39
39
40
40
41
41
42
42
43
を
25
26
26
26
27
27
27
27
28

28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
34
35
35
36
36
36
37

37
38
38
39
39
39
40
40
41

に改める。

別表第六のハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表中

34
34
35
35
36
36
36
37

37
38
38
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

38
39

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53

54
54
54
55
55
55
56

を

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50

50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55

に改める。

別表第六のニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表及び別表第六のホ 小学校・中学校

教育職員給料表昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46

46
47
47
47
48
48
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56



# 令和4年12月23日 岡山県公報 号外

86	65	68	70	90	70	72	70	90	72	43	42	93	65	82	82	82	43	42	93	65	82	82	43	42
88	を	70	71	92	を	72	72	95	74	に改める。	42	42	94	を	84	84	42	43	101	59	80	76	43	43
90	を	72	74	98	を	74	74	101	76	別表第六の二のイ	43	43	95	を	80	78	43	43	を	62	80	78	44	44
92	を	76	76	を	を	76	76	を	82	行政職給料表降格時号給対応表中	37	43	92	を	82	80	43	43	82	65	82	80	44	44
93	を	78	78	を	を	78	78	を	68	に改める。	38	43	93	を	84	84	44	44	84	68	84	84	44	44
94	を	80	80	を	を	80	80	を	70	別表第六の二のハ	38	43	94	を	86	86	44	44	86	70	86	86	44	44
95	を	82	82	を	を	82	82	を	71	教育職給料表(一)降格時号給対応表中	38	43	95	を	88	88	44	44	88	80	88	88	44	44
101	に	84	84	を	を	84	84	を	82	に改める。	39	43	101	を	90	90	44	44	90	82	90	90	44	44
102	に	85	85	を	を	85	85	を	84	別表第六の二のニ	39	43	102	を	92	92	44	44	92	84	92	92	44	44
103	に	86	86	に改める。	を	86	86	を	86	教育職給料表(二)降格時号給対応表及び別表第六の二のホ	39	43	103	を	94	94	44	44	94	86	94	94	44	44
104	に	87	87	に改める。	を	87	87	を	88	・中学校教育職員給料表降格時号給対応表中	40	43	104	を	96	96	44	44	96	88	96	96	44	44
107	に	88	88	に改める。	を	88	88	を	98	小学校	40	43	107	を	100	100	44	44	98	90	100	100	44	44
110	に	90	90	に改める。	を	90	90	を	102	に改める。	40	43	110	を	102	102	44	44	102	92	102	102	44	44
113	に	92	92	に改める。	を	92	92	を	81	に改める。	41	43	113	を	88	88	44	44	81	94	88	94	44	44
116	に	94	94	に改める。	を	94	94	を	82	に改める。	41	43	116	を	88	88	44	44	82	96	88	96	44	44
	に	53	53	に改める。	を	53	53	を	83	に改める。	41	43		を	58	58	44	44	83	98	58	58	44	44
	に	54	54	に改める。	を	54	54	を	84	に改める。	41	43		を	60	60	44	44	84	100	60	60	44	44
	に	55	55	に改める。	を	55	55	を	86	に改める。	41	43		を	62	62	44	44	86	102	62	62	44	44
	に	56	56	に改める。	を	56	56	を	88	に改める。	41	43		を	64	64	44	44	88	58	64	64	44	44
	に	59	59	に改める。	を	59	59	を	90	に改める。	41	43		を	66	66	44	44	90	60	66	66	44	44
	に	62	62	に改める。	を	62	62	を	92	に改める。	42	43		を	68	68	44	44	92	62	68	68	44	44
	に	66	66	に改める。	を	66	66	を	94	に改める。	42	43		を	70	70	44	44	94	65	70	70	44	44
	に	69	69	に改める。	を	69	69	を	96	に改める。	42	43		を	72	72	44	44	96	66	72	72	44	44
	に	50	50	に改める。	を	50	50	を	98	に改める。	42	43		を	74	74	44	44	98	68	74	74	44	44
	に	52	52	に改める。	を	52	52	を	100	に改める。	42	43		を	76	76	44	44	100	70	76	76	44	44
	に	54	54	に改める。	を	54	54	を	102	に改める。	42	43		を	78	78	44	44	102	72	78	78	44	44
	に	56	56	に改める。	を	56	56	を	81	に改める。	42	43		を	80	80	44	44	81	74	80	80	44	44
	に	59	59	に改める。	を	59	59	を	82	に改める。	42	43		を	82	82	44	44	82	76	82	82	44	44
	に	62	62	に改める。	を	62	62	を	83	に改める。	42	43		を	84	84	44	44	83	78	84	84	44	44
	に	65	65	に改める。	を	65	65	を	84	に改める。	42	43		を	86	86	44	44	84	80	86	86	44	44
	に	68	68	に改める。	を	68	68	を	86	に改める。	42	43		を	88	88	44	44	86	82	88	88	44	44
	に	69	69	に改める。	を	69	69	を	88	に改める。	42	43		を	90	90	44	44	88	84	90	90	44	44
	に	51	51	に改める。	を	51	51	を	90	に改める。	42	43		を	92	92	44	44	90	86	92	92	44	44
	に	54	54	に改める。	を	54	54	を	92	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	92	88	93	93	44	44
	に	56	56	に改める。	を	56	56	を	94	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	94	90	93	93	44	44
	に	57	57	に改める。	を	57	57	を	81	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	81	92	93	93	44	44
	に	60	60	に改める。	を	60	60	を	82	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	82	94	93	93	44	44
	に	62	62	に改める。	を	62	62	を	83	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	83	96	93	93	44	44
	に	64	64	に改める。	を	64	64	を	84	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	84	98	93	93	44	44
	に	66	66	に改める。	を	66	66	を	86	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	86	100	93	93	44	44
	に	66	66	に改める。	を	66	66	を	88	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	88	102	93	93	44	44
	に	51	51	に改める。	を	51	51	を	90	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	90	81	93	93	44	44
	に	54	54	に改める。	を	54	54	を	92	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	92	82	93	93	44	44
	に	56	56	に改める。	を	56	56	を	94	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	94	83	93	93	44	44
	に	59	59	に改める。	を	59	59	を	81	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	81	84	93	93	44	44
	に	62	62	に改める。	を	62	62	を	82	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	82	86	93	93	44	44
	に	64	64	に改める。	を	64	64	を	83	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	83	88	93	93	44	44
	に	66	66	に改める。	を	66	66	を	84	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	84	90	93	93	44	44
	に	66	66	に改める。	を	66	66	を	86	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	86	92	93	93	44	44
	に	69	69	に改める。	を	69	69	を	88	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	88	94	93	93	44	44
	に	50	50	に改める。	を	50	50	を	90	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	90	81	93	93	44	44
	に	52	52	に改める。	を	52	52	を	92	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	92	82	93	93	44	44
	に	54	54	に改める。	を	54	54	を	94	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	94	83	93	93	44	44
	に	56	56	に改める。	を	56	56	を	96	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	96	84	93	93	44	44
	に	59	59	に改める。	を	59	59	を	98	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	98	86	93	93	44	44
	に	62	62	に改める。	を	62	62	を	100	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	100	88	93	93	44	44
	に	65	65	に改める。	を	65	65	を	102	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	102	90	93	93	44	44
	に	68	68	に改める。	を	68	68	を	81	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	81	92	93	93	44	44
	に	69	69	に改める。	を	69	69	を	82	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	82	94	93	93	44	44
	に	50	50	に改める。	を	50	50	を	83	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	83	96	93	93	44	44
	に	52	52	に改める。	を	52	52	を	84	に改める。	42	43		を	93	93	44	44	84	98	93	93		

# 令和4年12月23日 岡山県公報 号外

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

## 附 則

77 を 66 68 70 72 74 76 78 に改める。

別表第六の二のチ 医療職給料表(二)降格時号給対応表中 65 66 67 68 71 74

を 52 56 59 62 65 に改める。

別表第六の二のト 医療職給料表(一)降格時号給対応表中 50 52 56 60 64

62 64 67 70 73 を 59 62 65 68 70 72 74 に改める。  
 118 120 を 102 104 106 108 111 114 117 120 121 121 に、 58 60



◎岡山県人事委員会規則第四十号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「及び第三号」を「、第三号及び次項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員のうち、離島に所在する公署への通勤のため、次項に定めるやむを得ない事情により、当該離島への交通に高速船（給与条例第十一条第五項の高速船をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）を利用し、当該高速船の利用に係る通常の運賃に加算される運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものの通勤に要する費用は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に要する費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 一 高速船の特別運賃に係る通勤に要する費用 一日当たりの運賃等相当額のうち、その者の通勤に要する特別運賃の額に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤に要する費用以外の通勤に要する費用 同号に定める額を負担しないものとした場合における前項の規定（端数に関する規定を除く。）による額
- 4 前項に定めるやむを得ない事情は、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。
  - 一 勤務公署（公署に支所、駐在所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する短時間勤務会計年度任用職員については、それらをもって勤務公署とする。）の所在する離島において、住居を得ることが著しく困難であること。
  - 二 高速船を利用しなければ通勤することができないこと。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。